

近世大坂と近郊村々の交流——人と物の流れからみる特色——

渡邊 忠 司

〔抄 録〕

近世の町と村は一般的には生産地と消費地の関係にあり、村が奉公人・弟子などの出身地、町がその受入地、また商業や流通構造の展開に伴う人・物の流入・移入も村から町への一方的な流れとして見られるが、むしろ相互補完的であった。特に地域の拡大が町続在方(領)を創出し、在と町の相互的な構造変化を促したことを、百姓の町方への転居と帰村、大工や小売商人らの町・在間での生活記録等を用いて改めて検証する。

キーワード：町続在方(領)、近在、請酒商人、畑場八ヶ村、大坂大工

はじめに

近世社会は城下町という「都市」を起点とした生産・生活・流通の地域構造が展開した時代である。京都・大坂・江戸の三都を代表として、各地の城下町はその存続と発展の不可欠の条件として「近郊」地域を生成させた。それは城下町が領主による地域支配の拠点として位置付けられ、その安定・継続のためにも百姓・村の安定・継続が不可欠であった。

この事態は町と村の新たな関係の成立、町と村の「近世的」関係、交流関係の成立であるが、その契機は検地・兵農分離であり、村と町を生活・生産の拠点とする百姓・町人身分関係の確立、また領主支配の基幹となる行政単位の確立にあった。

一般的に、近世の町と村は生産地と消費地、供給地と調達地の関係にある。食料生産地・供給地としての村、農耕・生活用品や嗜好・装飾品の調達地としての町、また村は商店や職人の下男・下女など奉公人・弟子また日雇人らの出身地であり、町は百姓・村から労働力を受け入れる場として位置付けられている。町を軸にした商業や流通構造

の展開が周縁の在方から人や物の流入・移入を増加させるといふ一方的・一面的な見方になりがちであった。たしかに、人も物も村から町への流れに注目されがちで、町の影響を受けて村が変化していく側面から分析されることが多かった。⁽¹⁾

人や物資の流通は相互補完的で、村から町への流れもあり、町から村への流れもあった。城下町の発展が周辺村落に町屋地域を広げ、町に取り込むような市域拡大が進行したことも事実であり、大坂周辺では元禄期を頂点に在方での綿作・菜種作に代表される商業的農業の展開があり、農業生産物の地域特化と名産・名物を促進した。この事態が市域の拡大と流通構造の変化を促し、近郊村落地域の構造変化をもたらした。

村の町場化と、町に連なる町屋地域が村の中に進行した。この変化が徳川政権の地域支配に新たな対応を要請し、「町続在方(在領)」の設定となった。すでに検証したように、大坂周辺地域の村落を「町続在方(在領)」を基軸に、市中から周辺に向かって新建屋―町続在方―近在―在方と区分する地域編成である。⁽²⁾

町続在方(在領)とは、町域の外延的拡大とともに接続村内に「町並地」が延伸・展開し、村が「町役」と「年貢役」両役を負担する状態になったために、町並地は町奉行、年貢米納入地域は代官が統轄するようになった地域である。⁽³⁾ 村ではあるが、支配・管理の実質は町方と同一に扱われるようになっていた地域である。

地域編成とそれに伴う支配関係の変化は町と村の関係の変化を示している。本稿は近世の町と村の交流・流通関係の実態を、大坂と周辺

村落において検証する。

その一は、大坂三郷の市域拡大と周辺村落の変化の象徴が「町続在領(在方)」地域の設定であり、それに対応した徳川政権の地域支配の変化であった。これが人や物の流れをいかに変化させたのかを、畑場八ヶ村の青物栽培と販売経路の変化、町続在領に指定された下福嶋村への蔵屋敷設置の経緯を再確認することにする。⁽⁴⁾

その二は、大坂を中心にした地域編成で、近在・在方と区分された地域と大坂との人の移動と物流の変化である。近在・在方については当然町続在方も含むが、大坂への①青物供給地域八ヶ村、大坂からの肥料受入れ地域②在方下屎仲間村々撰河三―四ヶ村と③小便仲間村々撰河二―七ヶ村、の三地域が重なり合った地域として整理した。⁽⁵⁾

門真地域(現在の門真市域)は大坂から約三里(約十二^里、在方下屎仲間・小便仲間の受け入れ地域に属し、近在に位置し、また京都街道守口宿の助郷地域であり、ほぼ近世村落そのものである。この地域を事例に、町続在方の設定がもたらす変化をその以前と以後に焦点をあてて、『門真市史』(第三巻史料編、第四巻通史編)とその関係史料を用いて検証する。

一 大坂の拡大と在方の変化

(一) 町続在方と蔵屋敷設置

天明元年(一七八二)五月、大坂町奉行は市中および近在一ヶ村に

対して他国瓦の売買を禁止し、半日以上の屋根普請には寺島藤右衛門支配の瓦屋・瓦葺職人を雇用すべきことを「三郷町中可触知」と令した。この触書の奥書には「右之通町続在領、此度前書之通御触被仰渡、三郷同様二相成候事」とあり、町続在領(在方)が三郷と同じ地域として大坂町奉行の支配を受けるようになったことを明記している。町続在方として一七ヶ所の村と地域が書き上げられている。⁽⁶⁾

摂津国東成郡 野田村、天王寺村、南平野村、北平野村、東高津村、西高津村、塩町口野畑、高津屋吉右衛門肝煎地

西成郡 北野村、上福嶋村、下福嶋村、野田村之内字野田道道家、九条村、西九条村安治川北一丁目続道家、川崎村、曾根崎村、三軒屋村之内勘助島、西側町

瓦売買に関する触書はこれ以前にも触れられているが、それらはいずれも「三郷町中」への触となっており、「町続在領」の特記はない(宝暦、明和期の触)。大坂町奉行(所)が三郷つまり大坂市中と同等の対応をすべき地域として町続在領一七ヶ所を明記し、確認した年次はこの天明元年が最初であった。

町続在方の村・地域に下福嶋村があるが、同村には文化七年(一八一〇)に上野国壬生藩鳥居丹波守の蔵屋敷が設置されている(註(4)拙稿)。これは町と村の関係と支配行政規範の変化した事例として検討するが、その前提として町続在方の設定に至る経緯を確かめておきたい。

町続在領の設定は、徳川政権・大坂町奉行が大坂市中の拡大とその影響による在方地域の変化への対応であった。この地域設定は寛永十一年(一六三四)の地子銀免除を契機としている。地子銀免除は徳川政権の直轄都市・町民支配政策の変更であったが、大坂市中と周辺地域の関係を変化させる事態でもあった。大坂市中は地子銀免除地、免除がない地域はたとえ市中に接続していても村(在方)となる。大坂町奉行の支配地域は地子銀免除地であり、年貢米の納入地域は村で、代官支配地域となる。単純に言えば代官支配地は在方、町奉行支配地は町であり、町奉行支配地が在方つまり代官支配地に浸潤し、村のなかに町と村の双方の特色を持った地域が並存することになる。大坂周辺では、寛永十一年の地子銀免除後に、そのような地域を「町役・御年貢両役之町々」と称した。市域の拡大が引き起した在方地域の変化であった。たとえば寛永十一年に町役と御年貢役の両役の地域とされた「野田町」は、大坂京橋から京都に向かう京街道沿いの摂津国東成郡野田村(大阪都島区)の中にあり、徳川政権下の最初の町続在方の設定であったといえよう。⁽⁷⁾

同様の変化は大坂より遅れるが江戸周辺でも生じており、徳川政権は正徳三年(一七一三)に「江戸廻二有之百姓地町々支配之事」を触れ、「町屋有之百姓地」の支配行政を改めている。村の年貢米納入については代官、町屋の地域は町奉行が支配管理することと規定している。これ以後江戸・大坂・京都、また伏見・堺などに接続し、町屋地域が並存する在方は「町並地」「町続在方」と称することになり、代官と各地町奉行がそれぞれを支配する態勢となった。

寛永十一年以後、大坂周辺の村々は大坂の市域拡大に伴って影響を受け、町続在方の地域は拡大した。野田町のほか慶安二年(一六四九)には九条村(大阪市此花区)、南瓦屋町、元禄七年(一六九四)に西高津町が両役の地として確認されている。大坂地域では、この後正徳三年の「町並地」の設定を受けて、宝暦十年(一七六〇)六月十八日に「町続在方」の用語が大坂町触に出てきた⁽⁸⁾。

これを受けて、元禄七年以前の両役の地に加えて、宝暦十一年には摂津西成郡下福嶋村(大阪市福島区)に対し「町続在方」指定の打診があった。下福嶋村では、安治川沿いの地域は大坂安治川町に続く町並があったが、百姓と上荷船渡世の者が多く、全村での両役の負担は困難と返答したが、最終的には天明元年五月に指定を受け入れている。同年には先に見たように、摂津東成郡で八ヶ村(所)、西成郡で一〇ヶ村(所)が町続在方に指定され、寛政七年(一七九五)六月十五日の触書で一一の村と地域が追加指定されている⁽⁹⁾。

下福嶋村の町続在方への指定は大坂市中拡大の影響であるが、それは在方の町場化の進行であり、庄屋が借家経営に携わるなどの変化を促した。その最も特徴的な変化は、町続在領の指定後に大名の蔵屋敷が新設されたことであろう。大坂蔵屋敷は大坂三郷内に大名らが屋敷地を所持することを禁止されていたため、大坂商人等の所持地を借地として設置する方式であった。そのため蔵屋敷の所持者は町人地主であり、大名の名代として町方の役儀ほかを勤めていた。下福嶋村には文化七年に下野国壬生藩鳥居丹波守の蔵屋敷が設置されたが、これも町続在領に指定され、大坂市中と同様に扱われることになったことを示

している。

鳥居氏は三郷の堂嶋裏町に蔵屋敷を構えていたが、出入り商人が下福嶋村の庄屋多田屋佐十郎であったことから、下福嶋村が町続在領の指定を受けたあとに移転している。庄屋佐十郎は所持地を提供し、自ら名代となって蔵屋敷を管理することとなった。この経緯についてはすでに詳述したが、本来、大坂市中にだけ設置を認められていた蔵屋敷が市中を離れた在方に置かれたのである。また大坂三郷以外の在方には、特例として天満川崎に藤堂氏、また久松松平氏の蔵屋敷が自らの所持地に置かれていたが、それらを除けば鳥居氏の蔵屋敷は在方に蔵屋敷を所持した初めての事例である。町続在方が大坂市中と同じ位置づけとなったことの証でもある⁽¹⁰⁾。

(二) 大坂と畑場八ヶ村

元禄期以降の商業的農業の展開は在方百姓の稼ぎ方の変化を促し、それらに対応する流通構造の変化をもたらしした。それが村の「町場化」であったり、大坂市中への「新建屋」としての組み込み、町続在方としての設定でもあった。大坂と在方の関係の変化が、在方では河内大和川流域での木綿栽培、門真地域のように蓮根栽培などの地域特化であり、各地の名産・名物の誕生である。

畑場八ヶ村もまた大坂の南に位置した町続在方および近在であった。同地域は摂津国西成郡難波村、木津村、今宮村、西高津村、今在家村(のち粉浜村)、吉右衛門肝煎地(のち清堀村)、勝間村(古妻村、のちの玉出)である。青物栽培が中心で、難波村のネギ、西高津村・吉右

衛門肝煎地(天王寺)の蕪、木津村の越瓜(しろうり)、蕪菜根、勝間の南京(南瓜)、古妻南京、白茄子、今宮の瓢など、稲作に適さない畑地が多かったので、大坂への供給を前提に栽培されていた。⁽¹¹⁾

大坂市中の人口増加が周辺百姓・村々に引き起こした変化としては、特に八ヶ村が難波村のネギなど青物類の「立売」(直売り)公認を要求した運動が知られている。これは天満青物市場の成立以来、八ヶ村の青物類は市場に運ばれ、その後大坂市中に販売されていた。これに対して難波村の栽培百姓らが市場への輸送によってネギなどの鮮度が失われることを理由に、道頓堀・道頓堀湊町近辺での「立売」を要求した運動である。これもまた元禄期以降の大坂と在方の変化を示す事例である。

難波村など八ヶ村は、正徳四年(一七一四)に大坂町奉行所に道頓堀周辺での天満青物市場を介さない立売(直売り)を請願したが、容易には認可されなかった。天満青物市場の妨害を受けながら、地域百姓・村は請願を繰り返し、文化六年(一八〇九)に至って示談が成立し、大根・菜類・なす・ねぶか・にんじん・冬瓜・白瓜・南瓜・西瓜・若牛蒡・わけぎ・芋類・蕪の十三品目に限って立売が公認されている。

この直売りは生産百姓・村による市中町民への直接販売であり、大坂市中の青物流通に対する新たな流通経路の展開でもあった。立売(直売り)の認可は集散地青物市場が大坂三郷の青物流通の一手支配の特権を侵害される事態であった。それゆえに八ヶ村を中心にした青物の直売り請願は認めがたく、正徳四年以後、享保七年(一七三三)十一月の「市立」の認可、同九年の立売禁止など、また道頓堀・難波村以

外の京橋、高麗橋などでも立売が横行し、特に天明三年(一七八三)四月には天満市場の訴訟があり、市中三郷内や難波村での立売が禁止されているなど、紆余曲折を経て、文化六年の示談による立売(直売り)の認可があった。⁽¹²⁾

これは正徳三年に徳川政権が「町並地」の取扱に関する触書によって、大坂周辺の地域編成(新建屋―町続在方・近在―在方)が設定された後の百姓らの動きであった。

二 大坂「近在」の農耕と農産物の流通

(一) 近在門真地域の農耕循環と農産物の流通

大坂の「近在」で、守口宿の助郷地域であった門真地域と大坂の交流の状況を確かめておきたい。特に、双方の関係が相互補完的であったことに焦点をあてて、農耕に関係する肥料・役畜等について検証する。

門真地域(現在の門真市域)には二〇ヶ村があり、いずれも近在で、摂河下屎仲間・小便仲間の地域であった。二〇ヶ村の田畑構成比率は、いずれも田高が八〇割から九五割を占め、稲作中心の村々であると言えるが、淀川の沖積地で低地という地理的な要因から湿田が多い地域でもあった。地域内の上・下島頭村の明細帳には、「当村之儀八河内国第一之水場所二而御座候」とあり、冬作の麦の作付けができない村が多く、また稲作とともに蓮成(蓮高)すなわち蓮根栽培が二〇ヶ村す

べてで行われており、地域の特産物・名物となっていた。⁽¹³⁾

たとえば三ツ島村は村高七六七石八斗四升、田方七三三石八斗四升、畑高三五石であったが、正徳六年四月の巡見齋藤喜六郎らに差し出した村柄書上では、片毛作五四〇石七斗三升七合、田畑方二一四石三斗九升六合と記され、作付け情況の報告となっていた。それによると、片毛作には「此場所取訳ヶ地低ニ御座候故、年々麦作無御座、片毛作り之場所ニ而御座候」、田畑方には「此場所ハ麦作仕候、然共年々悪水引兼申候ニ付水徒き、麦取之事も不定ニ御座候」とあり、「地低」で悪水が引かず、ほぼ七割が「水徒き」となるため麦の作付けが出来ないこと、麦の収穫が不安定であることを記している。⁽¹⁴⁾

また元禄十一年(一六八九)の島頭村では、年貢免状によると、稲作と綿作、蓮成が年貢納入項目に上げられ、下馬伏村の宝暦五年(一七六五)の作付け作物は、田方に稲作(早稲・晩稲)と綿作、畑方に稲作と綿作、それに「蓮成」(蓮作)で、門真地域から天満青物市場へ供給された作物は、『毛吹草』や『河内名所図会』等に名産・名物として上げられている蓮根を始め、ホオヅキ・西瓜などであった。⁽¹⁵⁾

さきの三ツ島村の宝暦十年の明細帳には、稲作から麦作への循環について「彼岸廿日後苗代取下シ、植付ハ夏至前々夏至明迄ニ植付申候、年二より植付前後御座候、尤かり取彼岸過々刈り取申候」、「麦ハ十月下旬々正月下旬迄蒔付申候、かり取ハ夏至入迄、年二より蒔付前後御座候」と記している。冬場にも水が退かない地域であっても、基本的には夏の稲作、冬の麦作を軸にした農耕循環があった。

次に門真地域の村々の農耕循環からみた大坂との関係を見ておきた

い。大坂周辺地域村々の明細帳や村柄の書上をみると、肥料の調達や農閑余業の木綿織りなどは大坂から得ていた。これは門真地域でも同様であった。

肥料は下肥こと屎尿(下屎仲間・小便仲間)であり、干鰯である。下肥は大坂市中の終末処理に対応した在方地域の受け入れであり、淀川流域とその支流、用水路などを利用した運搬で、門真地域を含む在方に供給されていた。在方百姓らは大坂市中の町々と個別に汲み取り契約を結び、定期的に汲取箇所です尿尿を引き取った。この方式は、もともと町方下屎仲間が急掃除人を使って在方百姓に販売する態勢であったが、その取り捌きに在方百姓らの不満と改善要求が出され、撰河在方下屎仲間三一四ヶ村の差配となり、その三一四ヶ村が大坂市中町々と個別に入り込み汲み取っていた。⁽¹⁶⁾

これは在方と大坂市中の相互に有益な交流関係であり、一方の不要物が他方では不可欠の必需品となる需給関係といえる。町と村の関係は必ずしも一方的ではなかったことを示す事例であろう。しかも在方百姓の農耕維持なりたち(百姓成立)にとって重要な要因でもあった。

干鰯は在方の商業的農業(商品作物の栽培)の展開が求めた肥料である。特に綿作の急激な増大は、その要因が寛永五年(一六二八)に百姓の衣服が布・木綿に限定されたことで、百姓が当時人口の七〇〇八〇割を占めていたから急激な需要増大があったためである。その結果、河内村々で綿作作付けが寛文から天和にかけて七〇割に達するような情況を生み出したといえよう。

干鰯は寛永元年(一六二四)に大坂永代浜で干鰯市場の創設があり、

その後雑喉場魚市場から独立して承応二年(一六五三)に干鰯仲間「戎

講」が結成され、豊後・伊豫など瀬戸内・西海、また房総半島辺りか

ら集荷、畿内一円に供給される流通構造が出来上がった。門真地域で

は各村の明細帳には干鰯の利用記事が見え、干鰯が寛永期から安政期

に至るまで重要な肥料となっていたことが知れる。茨田郡稗嶋村庄屋

又右衛門の「村方用向覚」安政五年(一八五八)の一月十九日条には、

「大坂うつば乗嘉より、当村太郎兵衛に百七十二匁干か売候間、度々

催促仕候へ共、埒明申さず候故、村役人届けに参り候」と記し、干鰯

肥料の需用拡大に伴う干鰯売買の争論を書き留めている⁽¹⁷⁾。

次に役牛について検証する。一般的に近世畿内の農耕維持には役畜

つまり役牛の保持が重要であった。畿内・西国では牛耕が一般的で、

相合・持合・相持などの共同保有があった。近世初頭から存在し、寛

永二十一年(正保元年)の徳川政権の人畜改めでも、また元禄二年(一

六八九)の記録でも確認できる。この共同保有は摂津西成郡十八条村

(大阪市淀川区)では牛一頭を二人から四人で保有する形態であり、牛

組とも呼ばれた⁽¹⁸⁾。

門真地域でも各村々に存在した。三ツ島村の『文化九年申三月 河

芴茨田郡三ツ嶋村宗門御改帳扣』には、「牛相合」と記される⁽¹⁹⁾。畿内

の役牛の売買には、天王寺の牛市と博労が重要な役割を果たしている。

さきの十八条村では村内居住の博労が百姓の依頼を受けて調達してい

たが、その点は門真地域でも同様である。三ツ島村の元禄十四年二月

の記録によると、村の「牛はくろ」吉兵衛が備前国片上(岡山県備前

市)へ一〇日の逗留予定で出かける旨の願書を金丸代官所に差し出し

ている⁽²⁰⁾。

乍恐書付を以御願上候

御下河州茨田郡無高百姓之内牛はくろ吉兵衛と申者二而御座候

一私儀牛はくろ仕候二付此度備前片上へ十日程之逗留罷下り申度

奉願候、御免被為成被下候者有難可奉存候、為御断書付を以申

上候、以上、

元禄十四年 三ツ嶋村庄屋 吉兵衛

巳ノ二月 右吉兵衛申上候通相違無御座候、御免被下候ハ、忝可奉存候、

金丸又左衛門 三ツ嶋村庄屋 吉右衛門

(御役所カ)

右之通指上ケ申候跡書写

吉兵衛は無高で、商いが牛博労であった。そのため牛の買付に片上

まで出かけたのである。近世大坂の牛市は毎年四天王寺の西門辺り開

かれていた。博労は但馬・備前・備中・美作で買付けた牛を牛市に

運んだり、また牛市で買付けた牛を牛市に引き渡していた⁽²¹⁾。依頼さ

れた村・百姓に直接運んだ場合もあったが、博労は大坂牛市と村を結

ぶ仲介人であった。この記録は門真地域でも同様であったことを示し

ている。この事例は、役牛による牛耕の維持と展開が大坂を介した牛

市・博労によって調達・供給されていた。

このほか正徳六年の三ツ島村村書上は男女の作間の稼ぎを記して

る。⁽²²⁾

一男之儀、作間之稼者他村へ蓮堀ニ罷出、少々日庸仕候、此外ニ他村之田地下作仕候

一女之儀、作間ニハもめん稼仕候、然共水場之村方ニ而御座候故、木綿ハ無御座候、依之大坂商人方今木綿ヲかりもめんも仕候ニ付、手前ニ所持仕候而、薄之徳用無御座候

男は作間には他村への蓮(蓮根)堀と、近世の村では一般的な日雇い、田地の下作に従事していた。蓮は門真地域の村々すべてで栽培されており、蓮成年貢として納入していたから、蓮堀は地域特有の作間稼ぎであった。また女の稼ぎは、これも一般的に木綿稼ぎがあつたが、地域には「水場之村」ゆえに木綿作は少なかった。そのため木綿稼ぎの木綿は大坂商人からの「かり」(借りによる木綿織)によって調達されていた。

三ツ島村の木綿稼ぎは、大坂商人と在方の作間稼ぎが木綿織物とそれに関連する糸繰りなども含めた下請関係であつたことを示している。「徳用」が少しもないという記事は、大坂商人が材料を提供し、在方で木綿糸や木綿織物に加工する下請関係が出来上がり、稼ぎの得分があまりなかったことをも示している。

(二) 門真地域と大坂の商業的交流

在方の商業的農業の展開、商品作物の栽培の拡大は、町と村の人的な交流にも変化を引き起こす。門真地域と大坂との関係においてもそ

の変化が見られ、奉公人の相互補完的な移動の増加や商人・職人らが頻繁に行き交う状況はそれである。近在の門真地域から見れば、消費市場・調達先としての大坂は消費物資や農耕関連商品も含めて、農具や食材・衣類、婚札・葬儀など生活用品の調達地でもあつた。

三ツ島村庄屋による『宝暦七年極月 年々諸事跡書帳』にはこの状況の一端が窺える。この記録には、衣類・日用品、嗜好品などの購入や修理代銀が記されている。たとえば、明和六年(一七六九)の支払い分として、三月に「うぶき代」金二分が中嶋屋太兵衛へ支払われ、同年極月には百五拾匁が竹屋久右衛門へ「さめさやわき差細工 ふちかしら目メさや共」の代銀として渡されている。⁽²³⁾

記録は、いわゆる町続在方の設定が大坂周辺在方の地域編成を促したが、その設定後の三ツ島村における多様な生活必需品の購入や村の入用の支払い先が示されている。これとは別に 門真地域の商業的農業は、明らかに他地域にはない特産物として蓮根栽培と天満市場への出荷を生み出した。河内ではあつても綿作は自家用中心であり、また菜種作と絞油業もあるが、ほぼその原材料供給地としての位置づけであつたが、蓮根栽培は商業的農業の一つではあろう。

農産物とは異なる門真地域の商業的商品販売の展開は「請酒」販売であり、そこからの酒造業の開始への展開が特徴的であろう。請酒販売は大坂の酒造業者から買入れた酒を村内と村外に販売することで、酒の小売である。これを扱う商人が三ツ島村にいた「請酒商人」である。その始まりは明確ではないが、請酒から酒造業への展開、村外販売へという展開が残された記録から確かめられ、酒造業を始めた者が

後の庄屋庄右衛門であったことも確かめられる。
請酒商人については、元禄十年十一月の記録「差上ヶ申請酒商人之
覚」⁽²⁴⁾が残る。

一 請酒商人

是ハ大坂京橋壹丁目淀や仁兵衛方より請酒仕、年中二五石程
ツ、売申候、

一同

五平

是ハ大坂京橋壹丁目淀屋仁兵衛方より請酒仕、年中二三石程
ツ、売申候、

一同

長左衛門

是ハ大坂天神橋筋なへ屋五兵衛方より請酒仕、年中二五石程
宛免申候、

(中略)

一同

猪右衛門

是ハ大坂久太郎町河内や九郎兵衛方より請酒仕、年中二五石
程ツ、売申候、

右之通、無相違御座候、此外造酒屋請酒や壹軒も無御座候、以上、

元禄十年丑十一月五日

儀右衛門印

吉右衛門印

庄右衛門印

金丸又左衛門様

差上ヶ申認書ノ写

三ツ島村の庄屋庄右衛門らが村内の請酒商人と請酒高を調べ、当時
の代官へ差し上げた認め書である。表1に見られるように、請酒商人
は八人おり、請酒高は総計で三五石であった。仕入先の大坂の酒造業

者(酒蔵)は京橋一丁目淀屋仁
兵衛・天神橋筋なへ屋五兵
衛・久太郎町河内屋九郎兵衛
の三人であった。淀屋仁兵衛
からは六人が買い入れている
が、淀屋仁兵衛と三ツ島村の
関係の強さを推測させる。ま
たこれを契機にした三ツ島村
の酒造業は天保九年(一八三
八)に、酒造株二〇〇石で庄
屋樋口啓之助が始めている。
それまでは請酒だけで、「造

酒屋」はなかったようで、明細帳には記載は見られない⁽²⁵⁾。

食品の製造・販売では、大坂との関係ではないが、京都の豆腐商人
が地域村内に移住した事例が見られる。元禄十五年正月、豆腐商売治
左衛門が妻子を伴って三ツ島村に移住した記録が残る。治左衛門は京
都で借家住まいをしながら豆腐商売をしていたが、勝手が悪いので三
ツ島村へ引越願いを出した⁽²⁶⁾。

乍恐書付を以御願申上候

一 私兄治左衛門と申者、京都東六条大工町高嶋屋庄右衛門借家ニ
而豆腐売仕候、此治左衛門京都ニ罷有候而勝手悪敷御座候ニ付、
此度妻子共已上六人三ツ島村江引越申度奉願候、御慈悲之上御
免被為成被下候ハ、難有可奉存候、以上、

表1 三ツ島村の請酒商人一覽(元禄10年)

村方商人名	請酒高	請酒元	居住地
五平	5石	淀屋仁兵衛	京橋一丁目
長左衛門	3石	淀屋仁兵衛	京橋一丁目
権三郎	5石	なへ屋五兵衛	天神橋筋
重右衛門	3石	淀屋仁兵衛	京橋一丁目
忠三郎	7石	淀屋仁兵衛	京橋一丁目
三郎平	4石	淀屋仁兵衛	京橋一丁目
猪右衛門	3石	淀屋仁兵衛	京橋一丁目
	5石	河内屋九郎兵衛	久太郎町町

注：三ツ島村文書(樋口家文書)「元禄七歳戊極月三ツ島村諸色書上
公事出入跡書覚帳」による。

元禄十五年

午正月

金丸又左衛門様

右七左衛門申上候通御免被為成被下候ハ、忝可奉存候、以上、

三ツ嶋村庄屋

八右衛門

夫右衛門

〃

〃

〃

權右衛門

三ツ嶋村

七左衛門

治左衛門の引越願いは弟七左衛門が金丸代官所宛に差し出して出している。

これに庄屋・年寄が御免願いの奥書を添えている。引越の理由は京都東六条大工町での豆腐商売の勝手が悪いとしているが、三ツ島村での商売条件が京都より良かったとは考えにくい。弟との関係からみれば、治左衛門も元は三ツ島村出身であったゆえの引越願いと見るべきであるが、元禄期には請酒商人の存在もことから食品・嗜好品などの小売商売を可能にする状況、つまり村内の町場化が出来上がりつつあったといえよう。

これは、大坂など市中の拡大による町並地の延伸ではない、町場化の進行である。同様の事態は摂津西成郡種嶋村(大阪市)でも見られた。同村は村高一三〇〇石を越える大村で、村内に豆腐や果物など食品販売を生業とする階層が集住するようになっており、自律的自生的な町場化の進展があった。⁽²⁷⁾

三 「近在」と大坂の人的移動・交流

(一) 門真地域と大坂の奉公人移動

人の移動・交流は職人・商人、知識人(文人・僧侶)のほか奉公人や婚姻などの活動と移動など、さまざまである。在方と大坂との人的供給・需用の関係も一般的には在方の門真地域から大坂への移動があったと見られがちであるが、相互補完的な転出と転入があった。この点は門真地域ですでに『門真市史』で検証されているが、⁽²⁸⁾ここではそれは別に再検証をしておきたい。

人の移動で一般的な事例は奉公人である。先ずはこの実態を地域の三ツ島村宗門帳で確認してみよう。この記録には婚姻・養子、奉公人、出稼ぎ、伊勢参りや善光寺・金比羅参詣などの旅、等々による村からの移動、移入が年月・移動先と移入先などが記される。大坂との関連で見ておきたい。

元禄十一年十一月四日、三ツ島村の無高百姓茂平は大坂へ稼ぎに出るために代官所に引越を願ひ出た。理由は村では「過兼」(過⁽²⁹⁾こし兼ね)たため、表向きは困窮の打開であった。

乍恐書付を以御願申上候

一 御下三ツ嶋村無高百姓之内茂平と申者ニ而御座候、私儀當村ニ罷有候而者何とも過兼申二付、今度大坂へ引越申度奉願候、則私弟市兵衛と申者、大坂安土町川崎屋善太郎所ニ奉公仕罷有候二付、此者を頼かせき申度奉存候、御免被為成被下候者、難有

可奉存候、以上

河芻茨田郡三つ嶋村

同村兄 茂 平

元禄十一年

同村庄や 甚左衛門

寅ノ十一月四日

同村年寄 八右衛門

金丸又左衛門様

庄右衛門

右之通御窺申上候處、早速御免被成候二付、茂平義大坂へ引越
申候、

茂平の願いは聞き届けられ、大坂安土町の川崎屋善太郎方に奉公する弟市兵衛を「頼」に稼ぐことを目的に大坂に引越した。茂平は無高であるから、三ツ島村では兄甚左衛門とともに小作や日雇いをして暮らしていたとみてよい。さきに見た村柄書上には男の作間稼ぎが蓮堀や日雇い、他村の田地下作をしていたとあるように、無高百姓もさらにそうであったとみてよい。

茂平の稼ぎ方は奉公人としての勤めではなく、村方での蓮堀・下作人・日雇いよりも町中での日雇いや人足稼ぎの方が稼げる、暮らし向きが良くなると判断したうえでの大坂への引越であったとみるべきであろう。同様の思いで、家族と共に大坂へ出た事例もあった。

茂平と同年同日に大坂天満引越願いを出した高持百姓藤次郎がいた。藤次郎は一度は天満に出たが、また三ツ島村に帰村している⁽³⁰⁾。

乍恐書付を以而御願申上候、

一御下三つ嶋村藤次郎と申者二而御座候、私儀當村二罷有候而者

何とも過兼候二付、此度撰芻天満へ母共引越申度奉願候、則天満舟大工町二私姉婿淡路屋七兵衛と申者御座候、即七兵衛方へ罷越かせき申度奉存候、

一私田地屋敷共式ヶ所本高米三斗式升九合所持仕候、此内屋敷壹ヶ所分米九升六合、姉せん二譲り申候、残り田地者村へ預ヶ置申候、右之通二而御座候間、御免被為成被下候者難有可奉存候、

元禄十一年

河芻茨田郡三つ嶋村

藤次郎

寅ノ十一月四日

同村庄や 八右衛門

同村年寄 庄右衛門

金丸又左衛門様

右之通二而御免被成候、以上、

これによると、藤次郎は三斗式升九合を所持する高持百姓で、このうち屋敷分が九升六合あったが、村では過ごし兼ねる状況で、それを打開するために母と共に天満へ引越たいと考え、その旨を代官所に願い出た、とある。引越先の天満は船大工町に姉婿の淡路屋七兵衛が商いをしており、その店を居所に稼ぎたいとの意向であった。

しかも高持でありながら引越をしなければならぬというほど生活に困っていたとみられるが、しかし家屋敷は村に残る姉に譲るとしながらも、田地は村に預け置くことあり、村から全く出ていくわけではなかった。田地の村預けは「惣作」として、村に耕作管理を依頼すること意味しており、帰村したときの備えであった。所持高は多くはなく、過ごし兼ねる状況ではあったが、高持百姓の「資格」は残しておきた

かったのである。

これを裏付けるように、藤次郎はこの二年後の元禄十三年正月に帰村したい旨の願書を代官所に差し出した。その理由は、天満にて暮らし兼ねたためであった。この帰村願いも許可されている。⁽³¹⁾

乍恐書付を以申上候

一私義撰芻天満舟大工町ニ罷有候藤次郎と申者ニ而御座候、去ル刁ノ年殿様へ御願申上候、御下三つ嶋村より天満舟大工町へかせきのため引越申候、然共何とも天満ニ而暮兼ねいわく仕候、三つ嶋村者古郷之事ニ御座候へハ立帰り住所仕度奉願候、御慈悲を以御免被為成被下候者難有可奉存候、以上、

天満舟大工町

藤次郎印

元禄十三年

たつ正月

金丸又左衛門様

右藤次郎申上候通少も相違無御座候、御慈悲を以御免被下候者難有可奉存候、以上、

たつ正月

三つ嶋村庄や

庄右衛門

同年寄

八右衛門

同儀

平

右之通殿様へ差上ケ申候跡書ノ覚

藤次郎が天満でどのような稼ぎをしていたかは不明ではあるが、天満でも暮らし兼ね迷惑する事態となった。他の地域でも良かったと考えられるが、三つ嶋村は「古郷」つまり自らが暮らしていた「ふるさ

と」であったこと、また引越の際に田地を村に預けてあったこと、姉に譲った屋敷もあったこと、など帰村して以前の百姓としての生活が回復しやすかったことにある。

これらの事例から、門真地域の村々百姓は大坂を現状から抜け出すか、または当面の状況を回避する稼ぎ場所としていたといえよう。それも一方的に町方へ引越してしまうのではなく、町方と村方を転出・転入しながら生活のために稼ぐ場所としていたのである。たしかに、引越と帰村の理由が「過兼」「暮兼」としているが、おそらくはこれは百姓等が年貢に差し詰まって田畑を質入・譲渡するという文言の趣旨と同じで、真に困窮していたかどうかは断定できない。大坂は近在の百姓にとっては村での農耕・生活を補填する役割を担っており、転出・転入はその手段であった。

もちろん大坂は百姓らが奉公人として勤める場所でもあった。これを宗門人別帳で確かめておこう。宗門帳・人別帳は宗門改に加えて、百姓の所持高と家族人数、奉公人・婚姻・養子縁組などによる人の移動が把握できる記録である。

前掲『文化九年申三月 河芻茨田郡三つ嶋村宗門御改帳扣』によると、町と村の人の移動が相互補完的であったことを確認することができる。関係部分を掲げる。⁽³²⁾

一 浄土真宗願得寺旦那

持高五石壱斗四升五合百姓

善右衛門(印)

当二十七才

父 善 助(印)

当五十七才

弟 佐 吉(印) 当三十六才
 妹 や す(印) 当廿一才
 弟 乙 吉(印) 当十七才
 人数ノ五人内 四人男 牛相合 一人女
 外娘むめ当廿九才ニ罷候者同国讃良郡三ヶ村教□寺方へ
 縁付遣申候、
 悴吉蔵当廿六才ニ罷候者大坂堂嶋壺丁目浅野や清兵衛
 方へ七年已前養子ニ遣申候、
 (中略)
 一 浄土真宗願得寺旦那 持高式斗五升九合百姓 清兵衛(印) 当三十才
 女房 津 多(印) 当三十一才
 母 き 里(印) 当六十六才
 悴 嘉 蔵(印) 当十七才
 娘 も ん(印) 当八才
 娘 ま つ(印) 当三才
 同家 四郎兵衛(印) 当七十二才
 是ハ大坂天満いせ町鍵屋吉兵衛悴年季奉公ニ 下男 重 蔵(印) 当廿三才
 是ハ大坂片町西や庄七悴年季奉公ニ召抱申候 下男 庄 吉(印) 当拾四才
 是ハ大坂片町榎並や太兵衛娘年季奉公ニ 下女 む め(印) 当十五才
 是ハ撰込下嶋郡嶋村権兵衛悴年季奉公ニ 召抱申候 下男 権 吉(印) 当十七才
 人数ノ拾壹内 六人男 牛相合 五人女

外
妹うの当廿五才ニ罷候者天満河内町大坂や喜兵衛方へ縁付遣申候、

善右衛門と清兵衛の部分を抽出した。両人が前出の役畜牛の共同保有者であったことも確かめられるが、それぞれの家族らの移動(転出・移入(転入))が確かめられる。善右衛門は所持高五石壺斗四升五合の高持百姓で、父善助の跡を継ぎ、この時点では五人家族であった。善右衛門は三七才で、その長男であった。「娘むめ」はこの年二九才で讃良郡三ヶ村(三箇村、大東市)の「教□寺」へ嫁入りしたが、これは父善助の娘、善右衛門の妹で、また「悴吉蔵」は善右衛門の弟で、この年二六才、七年以前の文化二年に大坂堂嶋壺丁目浅野屋清兵衛の養子となっている。

表2は、前出の元禄期と文化期の記録から、大坂と門真地域の人的移動をまとめた。これによると、相互補完的に奉公人を抱え入れる関係があったことを確かめられる。家族全体での移動、町へ移転後にまた村に帰る事例が多い。善右衛門の家族はこの宗門帳では五人となっているが、母親は死亡していたとしても、善助が戸主であった時点で七人家族であり、その後むめと吉蔵が婚姻と養子縁組で村方を転出したことになろう。善右衛門家族の事例は奉公あるいは弟子入り以外の転出による村・百姓からの離脱である。

清兵衛は持高式斗五升九合、同家(同居人)四郎兵衛を加えて七人家族であった。記録からみれば、清兵衛は牛の共同保有者(牛組)の一員で高持百姓であるが、所持石高からすれば小規模ないし零細経営である。所持高五石余の善右衛門と異なる点は小規模経営でありながら下

男三人と下女一人の年季奉公人を抱え、そのうち三人が大坂の商家出身の奉公人であったことである。

小高持で七人家族、それに奉公人四人を抱える態様は農耕だけでなく、商業経営を含む多角経営体であったことを示しているが、その実態は不明である。これは今後の課題であるが、これに加えてさらに特徴的なことは、奉公人下男二人と下女一人の出身地が大坂であったことである。下男重蔵が天満いせ町(伊勢町)鍵屋吉兵衛の倅、庄吉が大坂片町の西や庄七の倅、下女むねが同じ片町の榎並屋太兵衛の娘であった。庄吉・むねは一四才・一五才での年季奉公であるから、この年からの奉公であったといえよう。また重蔵は二三才であり、すでに一季以上の奉公を続けていたとみられるから、清兵衛の経営体が大坂の商人経営から継続的に奉公人を受け入れていたことを示している。

一七才の権吉は摂津の村を出自とする年季奉公であったが、この事例も含めて清兵衛への奉公人は農耕(農作業、小作など)だけではなく、何らかの商業経営に関わる奉公人であったとみてよいであろう。元禄十五年正月に豆腐商売のために京都から三ツ島村に転入してきた事例があったように、三ツ島村内に町場の展開と商業経営を継続できる環境が出来上がっていたといえよう。これを参考にすれば、門真地域と大坂には相互補完的な奉公人としての移動があった⁽³³⁾。

このほか奉公先の大坂の商家で盗みを働き、隙を出されて在所に返されながら、その七年後に再度別の商家に奉公し、その奉公先から元の奉公先に盗みに入って後に行方不明になり、最後は親に勘当された一八才の奉公人の事例もある⁽³⁴⁾。ここでは詳しくは述べないが、大坂市

表2 大坂・門真間の人の移動事例(元禄11~13年、文化9年、三ツ島村)

名前	年齢	移動理由	移動先	移動年次・家族
茂平 藤次郎 長太郎 治左衛門	12(18)才	引越 引越 季奉公 豆腐商売	安土町川崎屋善太郎方 天満舟大工町淡路屋七兵衛 江戸堀木屋甚左衛門 三ツ島村	元禄11年11月以後 一家全員 元禄11年11月以後 母と共に(後帰村) 元禄6年頃 善右衛門長男(13年盗み事件) 元禄15年以後 一家六人
(文化9年)				
むめ 吉蔵 重蔵 庄吉 むめ 権吉 うの とめ 徳蔵 いさ いよ やす いと	29才 26才 23才 14才 15才 17才 25才 20才 11才 25才 29才 37才 30才	縁付 養子 年季奉公 年季奉公 年季奉公 年季奉公 縁付 年季奉公 年季奉公 縁付 縁付 梶奉公 縁付	三ヶ村教□寺方 堂嶋浅野や清兵衛 三ツ島村清兵衛下男 三ツ島村清兵衛下男 三ツ島村清兵衛下女 三ツ島村清兵衛下男 天満大坂屋喜兵衛方 三ツ島村丈右衛門下女 三ツ島村丈右衛門下男 同郡新田村傳兵衛方 一番村源次郎方 天満吹田屋清兵衛方 久宝寺町河内屋吉兵衛方	3月以前 善右衛門(百姓)娘 3月以前 善右衛門倅 3月以前 天満鍵屋吉兵衛倅 3月以前 片町西屋庄七倅 3月以前 片町榎並屋太兵衛娘 3月以前 下島郡嶋村権兵衛(百姓)倅 3月以前 三ツ島村清兵衛(百姓)娘 3月以前 玉造清水町へっつい屋半兵衛娘 3月以前 同郡下村伊八倅 2年以前 三ツ島村丈右衛門(百姓)姪 8年以前 三ツ島村利兵衛(百姓)妹 3月以前 三ツ島村利兵衛妹 10年以前 三ツ島村宇右衛門(無高水吞)娘

注：三ツ島村文書(樋口家文書)「元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上覚帳公事出入跡書」文化九年(1812)『河内茨田郡三ツ島村宗門御改帳扣』による。

中は門真地域にとって、ある意味では気軽に、また親元を遠く離れるほどの重い決意も必要としない稼ぎ場であったといえよう。

(二) 門真地域の普請と職人の交流

大坂と在方門真地域の人的交流は奉公人らの相互補完的な移動があったが、次に職人、特に大工を事例に大坂と在方の交流を確かめてみよう。門真地域には在地の大工組古橋組があり、その営業地域には大坂大工も入り込んでいた。普請には特別の手続きが必要で、相互の営業権・営業圏を承認したうえで交流であった。

この点を前出の三ツ島村の記録『宝暦七年極月 年々諸事跡書帳』で見ておきたい。これは三ツ島村庄屋庄右衛門が残した記録で、村方の諸用と庄右衛門家の生活諸品の支払いを編年に書き留めた記録である。⁽³⁵⁾

記録には、三ツ島村の在方大工や大坂玉造の大工が田舟など川舟の新造・修復、また氏神社の修復に關わり、村内の惣道場の修復を普請していた事例を確認できる。在方と大坂大工らは大工組としての営業範囲があり、それに従って得意先を調節し仕事を請けていたが、これは建前と見られ、実際は相互の入り込みがあり、営業圏域をめぐる争論もあつた。これらは門真地域と大坂の間でも数多く確認されている。⁽³⁶⁾

地域の大工が田舟の新造・修復した事例を見ておきたい。三ツ島村の記録では、村内大工勘兵衛に小舟・大舟の新造や修復代銀が支払われている。宝暦九年(一七五九)八月の記事は、新舟の「おい銀」の支払いを記す。

如八月新舟二そうおい銀
一 百四拾匁

下大工
勘兵衛江渡シ

「おい銀」は「追い銀」(おいがね)と見られ、新舟二艘分の新造費用の追加銀として支払われた。同様の記事は、同十年九月に小舟のおい銀六十匁、明和元年(一七六四)八月に「大舟ノおい銀」九十匁、同四年九月に小舟のおい銀六十匁、同五年八月に大舟のおい銀九十匁などの「勘兵衛への渡し」で確かめられる。これらの支払い銀はいずれも八月末か九月に決済になっており、村方の耕作用川舟に關わる代銀の支払いであった。

明和九年辰二月の記事には、追い銀や細工銀の支払い方が記されている。

一 九拾五匁 大舟ノライ銀尤先年九拾匁也、今年ハ
格別上木ニていたし候とノ訳故
五匁ノまし 大工

嘉兵衛渡シ

一 六拾五匁 是も今年ハ五匁ノまし
尤式艘共先年五五年目ニ乗かへノ積リ二候へ者
今年ハ二艘共一所ニ相成候故、此次き小舟ハ申年二仕かへ
大舟ハ西年二仕かへ可申事、

これによると、同年の大舟の「ライ銀」が九五匁、小舟が六五匁であったが、これは是までより五匁増しとなっている。その理由は「格別上木」で作事したためであると記している。追い銀は、舟の乗りかえに至るまでは大舟も小舟も修理をしながらが用いていたため、修

理・修復費用としての支払いで、村の経費としては追加の支払いであったといえよう。「おい銀」は負債ではなく、田舟を維持するための経常経費であった。

三ツ島村では舟の「乗かへ」つまり「仕かへ」(造り替え)は五年目ごとであったため、この年は小舟と大舟の「仕かへ」が同時になつてしまつたので、小舟は申年、大舟は酉年にしたとある。新造時期の変更は村経費の負担軽減のためであつたといえよう。

村の普請は村つまり地域内の職人によつていたことの事例であるが、惣道場や氏神社の修理普請も同様であつた。門真地域は古橋大工組の営業範囲であつたが、寺社の普請に限らず百姓家も含めて大坂大工と在方大工の交錯が見られる事例でもある。

享保三年(二七一八)八月、古橋大工組の三ツ島村大工六右衛門は寺社奉行に同村の惣道場安通寺庫裏の作事を願ひ、認可を得て、下知の通りに作事を進めるようにとの指示を受けた。⁽³⁷⁾

一札之夏

一河州茨田郡三つ嶋村東本願寺宗惣道場安通寺庫裏作夏之儀、此度寺社御奉行様へ御断申上候処、御吟味之上御法度相背不申候二附、作夏御放免被 仰付候、則其指図貴殿へも別帋二書付遣し申候通、少も相背申儀不仕候、此上作夏願有之候ハ、其節貴殿へも其附届ケ可仕候、且又御奉行所へ御断申上御赦免之請不申候ハ、聊作事も仕間敷候、畢竟何事ニよらず御下知可受候、此上相背候ハ、急度越度ニ被仰附候様ニ御沙汰可被成候、其時其恨申間敷候、為後日安通寺庄屋・年寄・大工連判、仍而如件、

享保三年
戊八月晦日

河州茨田郡三つ嶋村大工
六右衛門
同村 安通寺
同村庄屋 城右衛門
同村年寄 長右衛門
大工組頭
古橋村惣左衛門

作事願ひは六右衛門のほか安通寺・庄屋・年寄、古橋組の大工組頭惣左衛門の連判で、差し出されている。ここで注意しておくべきは、寺院の修理であるから寺社奉行の許可を得ることが先決であるが、作事の実施にはさらに「且又御奉行所へ御断申上御放免之請不申候ハ、聊作事も仕間敷候」とあるように、御奉行所つまり大坂町奉行所にも断りをいれ、その赦免がなければ聊かも作事をすべきではないと明記していることである。

この文言には、徳川政権の基幹である遠国奉行による地域支配の実態が示されている。すなわち代官支配所の村の普請を、代官の許可を得て寺社奉行へ願ひを出し、それらの普請の実施に大坂町奉行が最終的な許可を与えているからである。三ツ島村は平岡彦兵衛代官の支配所であるから、村内の普請はまず代官の許可を得ること、その上で、次いで寺院普請であるから寺社奉行の許可を得ることが必要であつたこと、さらには代官支配所の普請を支配管轄違いの寺社奉行が認可したという関係から、代官・寺社奉行の決定を大坂町奉行が吟味裁可する手順である。⁽³⁸⁾

次に、大坂大工が三ツ島村の氏神社を修復した事例である。大坂玉

造大工仁右衛門は元禄十六年(一七〇三)十一月に、三ツ島村氏神社の修復と東本願寺惣道場西称寺の修復を請け負った。⁽³⁹⁾

大坂大工職人が門真地域で請け負った普請であるが、この事例も支配国での神社修復普請であり、大坂町奉行の認可を得て施行されている。その手続きが確かめられる記録である。

乍恐書付を以御願申上候

一金丸又左衛門様御代官所河州茨田郡三ツ嶋村氏神王権現社御除地四尺四方之宮、此度破損仕候ニ付縁廻り上ふき共繕仕度奉願上候、御法度之彫物組物曾て不仕候、委細絵図差上ケ申候、御免被為成被下候ハ、難有可奉存候、以上、

河州茨田郡三ツ嶋村庄や

元禄十六年

未ノ十一月

御奉行様

右之通遂吟味相違無御座候

金丸又左衛門手代

大谷藤介印

大坂玉造大工

仁右衛門

三右衛門

久右衛門

権右衛門

庄右衛門

八右衛門

吉右衛門

儀 平

年寄

三ツ島村庄屋・年寄らが大工仁右衛門と連署して差し出した氏神王権現社修復の願書である。破損箇所は縁廻りと上葺きで、その繕いを願っているが、宛先は町奉行(大坂町奉行)となっている。

金丸又左衛門手代大谷藤介の補足が書き付けられているように、修復願いは金丸代官所に差し出され、その許可後に奉行所にて吟味を受け普請の認可があったと見られる。この後に、普請は禁止されている彫物・組物の細工をしないこと、修復箇所の絵図を指し上げることが条件として、許可を求めている。この手順は惣道場西称寺の修復も同様であった。

大工職人はそれぞれ大工組に属し、その稼ぎは組ごとの働き場所が極められていた。門真地域は在方の古橋組、大坂市中三郷は大坂大工組が営業圏域で、それぞれの圏域への普請入り込みには相互の承認が必要であった。大坂と在方の大工の交流はこの営業権・営業圏を前提にしていた。

おわりに

近世大坂市中の周辺在方への拡大は、大坂を含む地域に変化をもたらした。徳川政権が百姓・町人らを統轄する村・町という行政・生活の基盤が変化することを意味している。「近世的」交流の契機が村と町による生活・生産、行政単位の確立にあったことからすれば、重大な変化である。その特徴的な事態が町続在方(在領)地域の設定であった。

この設定が大坂と周辺在方の地域編成にも変化を促し、支配統轄機構も変化させた。これが新たな人と物の流れを生み出し、町と村を基

軸にした新たな流通構造を生み出したのである。それが門真地域で検証した、奉公人の相互補完的な移動であり、請酒商人や豆腐商売など地域内での商業活動の展開であり、在方が大坂を日常的な日用品の調達や稼ぎの場として活用することなどであった。

これらの地域とは別に、大坂からほぼ五里(約二十錢)の位置にある摂津川辺郡池田郷(大阪府池田市)は町続在方・近在とは異なる地域であった。池田は在郷町でありながら池田村であり、在方下屎仲間でも小便仲間の及ぶ地域でもないが、西国街道が近くを通り、池田炭や池田酒などを大坂ほかに供給する流通拠点ではあった。畑場八ヶ村や下福嶋村、門真地域が日常的に大坂と人的・物的交流のある地域とは違って、大坂と相互補完的な、日常的な関係ではなく、大坂市中からは一日・二日行程の松茸狩りや野行き・山行きなどの行楽地、中継地であったといえよう。⁽⁴⁰⁾

町続在方・近在の地域と大坂の交流のあり方は池田と大坂との関係とは異なり、門真地域の事例からみれば近在地域の町続在方を促す関係であった。その過程は今後検証が必要であるが、村地域内での自生的・自立的町場化と相關的に進行するといえよう。地域内の商業活動が可能となっていたことはその証左の一端である。

また在方から町方への人・物の移動が在方百姓の生活・農耕の成り立ちを補完・補強していたことである。その一つは、三ツ島村の事例で見たように、百姓・家族が稼ぎ場を短期間で「自由」に取り替えられるようになっていたこと、二つは奉公人の移動が在方から町へ、また町から在方へ相互補完的に存在したこと、である。

人的・物的交流に焦点をあてて、町周辺の在方の変化を検証してきた。それが元禄から正徳期にかけての町続在方の設定によって、近在・在方の両地域を変化させ、徳川政権の地域支配への対応を余儀なくさせたといえよう。

〔注〕

(1) 村落構造の変化については水呑・無高層と高持の関係、高持階層の分化・分解による地主・小作関係の増加、また水呑・無高層の増加が村の窮乏の表象などと、ことさらに百姓・村の変化と窮乏を波及した研究が多かった。いわゆる貧農史観とか支配者史観と呼ばれる観点からの研究であるが、これらへの批判的な研究に佐藤常雄・大石慎三郎『貧農史観を見直す』(講談社現代新書、一九九五)、田中圭一『村から見た日本史』(ちくま新書、二〇〇二)などがある。なお拙著『近世社会と百姓成立——構造論的研究——』(思文閣出版、二〇〇七)も参照。

(2) 拙著『大坂町奉行と支配所・支配国』(東方出版、二〇〇五)、特に第二章参照。

(3) 前同、第一章参照、および正徳三年(一七一三)の触書「江戸町続近在地方ニ掛候分ハ御代官町方御仕置之事ハ町奉行可取計旨御書付」(『徳川禁令考』前集第四)で「江戸廻ニ有之百姓地町々支配之事」「町屋有之百姓地」と記し、大坂での「町並地」と同様の設定があった。安藤博編『徳川幕府縣治要略』(復刻版、柏書房、一九六五、なお赤城書店、一九一五年出版の復刻)では、「両支配」と表記している。

(4) 拙著『町人の都 大坂物語』(中公新書、一九九三)「VI」章、拙稿「大坂三郷町続きを領における蔵屋敷の設置について——下福嶋村下野壬生藩蔵屋敷の場合——」(大阪市史編纂所『大阪の歴史』第五十一号、一九九八)参照。

- (5) 拙稿「村から町へ」(大阪歴史学会『ヒストリア』一五六号)、前掲拙著『大坂町奉行と支配所・支配国』参照。
- (6) 『大阪市史』第三、九五五〜五六頁、『大阪編年史』第十一卷、「寺島家 舊記」の天明元年五月触書記録。
- (7) 『大阪市史』第一、拙著前掲『大坂町奉行と支配所・支配国』も参照。
- (8) 『地方役手鑑』(『大坂町奉行管内要覧』大阪市史料第十五輯)。
- (9) 『大阪編年史』第十四卷。
- (10) 拙稿前掲「大坂三郷町続き在領における蔵屋敷の設置について」(『大阪の歴史』第五十一号)。
- (11) 『毛吹草』撰陽群談。
- (12) 『新修大阪市史』第四卷第一章第四節、『天満青物市場史料』(上・下、大阪市史料第二十八輯・二十九輯)参照。
- (13) 『門真市史』第三卷・第四卷。
- (14) 三ツ島村文書、宝永三年七月「三ツ島村諸色書上ヶ公事出入跡書 留帳」、なお『門真市史』第三卷、史料編参照。
- (15) 『毛吹草』河内名所図会、なお『門真市史』第三卷、史料編参照。
- (16) 『新修大阪市史』第四卷第八章、『門真市史』第四卷。
- (17) 『門真町史』および『門真市史』第三卷、史料編参照。
- (18) 拙著前掲『近世社会と百姓成立』。
- (19) 前掲『門真市史』第四卷。三ツ島村文書。
- (20) 三ツ島村文書「元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入覚帳」。門真市立歴史資料館提供分による。なお『門真市史』第四卷参照。
- (21) 拙著前掲『近世社会と百姓成立』。牛市については『石橋家文書』撰津天王寺牛市史料」(大阪市史料第五十輯)、牛流通については、最初期の研究に酒井一「近世畿内農業と牛流通」(上・下、『史林』第四四卷二・三号)がある。
- (22) 「覚」(宝永三年戊七月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入跡書留帳)門真市立歴史資料館提供分による。
- (23) 三ツ島村文書「宝暦七年極月 年々諸事跡書帳」。なおこの史料は筆者が三ツ島村の元所蔵者から提供されたもので、現在守口文庫に収蔵される三ツ島村文書とは異なる。
- (24) 前掲三ツ島村文書「元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入覚帳」。
- (25) 『門真市史』第四卷第二章第二節、第四章第二節、同三卷史料編参照。
- (26) 前掲三ツ島村文書「元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入覚帳」。
- (27) 拙稿前掲「村から町へ」。三ツ島村では、拙稿でも指摘したように、自律的町場化が進みつつあったといえよう。食品販売で暮らしていける環境が出来ていたということである。
- (28) 『門真市史』第四卷第四章第一節参照。
- (29) 前掲三ツ島村文書「元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入覚帳」。
- (30) (31) 前掲三ツ島村文書「元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入覚帳」。
- (32) 三ツ島村文書「文化九年申三月 河芻茨田郡三ツ島村宗門御改帳扣」。
- (33) この点は前掲『門真市史』第四卷第四章第一節でも指摘されているが、門真地域が「近在」ではあっても大坂市中の町続在方に近い事態が生じていたともいえる。
- (34) 「乍恐書付を以御願申上候」(『元禄七歳戌極月三ツ島村諸色書上ヶ公事出入覚帳』)。
- (35) 記録は宝暦七年から天保十三年まで書き留められている。樋口庄右衛門は「年々くわしく付置候事」は村入用に関わるものではないが、常例の分は出さずに「ふじ(不時)ニ買候分計り書付置」いたと記している。以下大工の普請記録は、注釈がない限りこれによる。
- (36) 『門真市史』第四卷第二章第四節参照。もちろん同じ営業圏域でも同組の大工同士が得意先をめぐる争論をし、細工建具大工が家大工の得意先に入り込み争論となった事例もある。筆者編集『大坂三郷大工組記録

―拾番組大工年寄古橋家文書―(大阪市史史料第六十一輯、二〇〇三)を参照されたい。

(37)前掲三ツ島村文書『元禄七歳戊極月三ツ嶋村諸色書上公事出入覚帳』。

(38)この事例は、遠国奉行(大坂町奉行)の支配国で、代官・寺社奉行あるいは道中奉行、また大名領・知行地など支配管轄が相違する領域を遠国奉行が裁許していたことを示しているからである。拙著前掲『大坂町奉行と支配所・支配国』参照。

(39)前掲三ツ島村文書『元禄七歳戊極月三ツ嶋村諸色書上公事出入覚帳』。

(40)『池田市史』概説編四、史料編(二)(三)『伊居太神社日記』、同(四)(五)『稲束家日記』参照。

〔注記〕

本稿は、平成三〇年十一月二四日に門真市立歴史資料館で開催された歴史講座での報告「近世の門真地域と大坂―人と物の流れからみる―」をもとに補訂・加筆したものである。報告の機会を与えて戴いた門真市立歴史資料館と常松隆嗣氏に謝意を申し上げる。